

2020年10月20日付で公布・施行された特許法改正事項：特許権の侵害罪 公訴における告訴を不要に

2020年10月20日付で被害者の告訴なしでも特許権または専用実施権の侵害行為に対する処罰ができるようにする特許法の一部改正法律(特許法第225条第2項)が公布された。

[改正前/後の特許法第225条第2項の対比]

改正前	改正後
②第1項の罪は、 <u>告訴がなければ</u> 公訴を提起することができない。	②第1項の罪は、 <u>被害者の明示的な意思に反して</u> 公訴を提起することができない。

本改正前の特許法は、特許権または専用実施権の侵害罪に対して7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処するものの、被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない「親告罪」として規定しており、実効性のある手段になっていないとの指摘が提示されていた。

これに対し改正特許法では、親告罪として規定されていた特許権または専用実施権の侵害罪を被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明する場合にのみ起訴をしない「反意思不罰罪」(被害者告訴不要)に変更することによって特許権の保護を一層強化した。

なお、韓国の刑事訴訟法では、刑事告訴の期間が「親告罪に対しては、犯人を知った日から6カ月を経過すれば告訴することができない」と制限されているが、今回の特許法改正により特許侵害罪の場合、この告訴期間(6カ月)の制限なしに、捜査機関が職権捜査して処罰可能となった。

以上の改正事項は、公布した日(2020年10月20日)から施行され、本法施行以後に犯した犯罪から適用される。

[配信停止] 本 Legal updates の配信停止をご希望の場合は、[配信停止](#)をクリックしてください。

Kim&Chang_IP

Direct: +82-2-2122-3900 | E-mail: ip-group@kimchang.com

KIM & CHANG | INTELLECTUAL PROPERTY

Jeongdong Building, 17F, 21-15 Jeongdong-gil, Jung-gu, Seoul 04518, Korea

Tel: +82-2-2122-3900 (Operator) | Fax: +82-2-2122-3800 / +82-2-741-0328

www.ip.kimchang.com

Information in this e-mail is intended for the exclusive use of the individual or entity named above and may constitute information that is privileged or confidential or otherwise protected from disclosure. Dissemination, distribution, forwarding or copying of this e-mail by anyone other than the intended recipient is prohibited. If you have received this e-mail in error, please notify us immediately by telephone or e-mail (ip-group@kimchang.com) and completely delete or destroy any and all electronic or other copies of the original message and any attachments. Thank you for your cooperation.